

公益財団法人大原記念労働科学研究所
調査研究に係る利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大原記念労働科学研究所（以下「この法人」という。）における調査研究（以下「調査研究」という。）に係る利益相反を適切に管理することにより、その適正な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利益相反：研究実施者及び関係者が、被験者やこの法人と連携をとりながら行う労働科学研究によって得られる直接的利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）及び間接的利益と、社会に貢献する公益法人職員としての責務、又は事業経営の健全化と労働する者の福利の増進及び社会福祉の向上発展に資するために最善を尽くす労働科学研究者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。
- (2) 調査研究実施者： 調査研究に直接係る研究者、契約により研究に関わる研究者等をいう。
- (3) 関係者：本ポリシーに基づく利益相反審査員（倫理委員会委員）、研究所長等の研究実施に権限を有する者をいう。

(委員会の設置)

第3条 調査研究に係る利益相反審査委員会（以下「審査委員会」という。）の役割は、この法人の「調査研究に関する倫理委員会」（以下「倫理委員会」という。）がこれを兼務する。

2 審査に関し必要な事項は、別に定める。

(任務)

第4条 審査委員会は、調査研究に係る利益相反自己申告書（別記様式第7）（以下「申告書」という。）により審査を行い、利益相反の管理を行うものとする。

(申告書の提出)

第5条 調査研究実施者は、申告書を作成のうえ、研究ごとに倫理審査の申請書又は手順書とともに、審査委員会に提出しなければならない。

- 2 調査研究実施者は、継続して調査研究を実施する場合には、毎年4月1日現在における利益相反に係る状況を、申告書により審査委員会に報告しなければならない。
- 3 関係者は、就任時等において、申告書を審査委員会に提出しなければならない。
- 4 調査研究実施者及び関係者は、労働科学研究により得られる経済的利益及び経営関与の態様に変更があった場合は、直ちに審査委員会に申告書を提出しなければならない。
- 5 申告書は、本人、配偶者及び生計を一にする扶養親族で1枚とする。

(審査結果等)

第6条 審査委員会の委員長は、研究所長に審査結果を通知しなければならない。

- 2 研究所長は、審査委員会の報告を尊重し、判定結果を速やかに調査研究実施者に通知しなければならない。

(指導等)

第7条 審査委員会は審査の結果必要と認めたときは、調査研究実施者に利益相反に関する指導・勧告を行うことができる。

- 2 前項の指導・勧告には、他施設での調査研究の実施、調査研究実施者の費用による監査等の導入なども含むものとする。
- 3 調査研究実施者は、審査委員会の求めに応じて、第1項の指導・勧告に対する是正結果を報告しなければならない。

(異議申立て)

第8条 労働科学研究実施者は、審査結果に対して不服がある場合は、審査委員会に対して、書面により再度審査を1回に限り申し出ることができる。この場合において、審査委員会は、再度審査を行い、当該研究の実施の適否については、第6条の規定を準用する。

(情報開示)

第9条 審査の結果について、当該研究に参加する被験者等から要求があった場合は、対象者の個人情報の保護に留意した上で開示することを原則とする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、研究部事務担当者が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、この法人の運営会議の議決による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成26年8月1日 表記等を一部改訂
- 3 平成28年1月6日 「公益財団法人労働科学研究所」を「公益財団法人大原記念労働科学研究所」に改訂